

資料1

「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画（初案）」に対する
意見募集等の結果について

1 意見募集等の結果について

（1）募集期間 令和元年11月14日（木）から 令和元年12月13日（金）まで

（2）提出者数 16人

提出区分	人数
① 窓口へ持参	7人
② 郵送	0人
③ FAX	3人
④ 電子メール	2人
⑤ 市民の声投書箱	4人
計	16人

（3）意見数 42件

意見区分	件数
① 基本的な考え方について	2件
② 具体的施策について	22件
③ 「量の見込み」と「確保方策」について	6件
④ 子どもの貧困対策推進計画について	7件
⑤ その他（いずれにも該当しないもの）	5件
計	42件

（4）意見等の内容とそれに対する本市の考え方

資料①

（5）宇治市子ども・子育て支援事業計画（初案）の修正箇所

資料②

○「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画（初案）」に対して寄せられたご意見等の内容とそれに対する本市の考え方

① 基本的な考え方について（2件）

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
①-1	<p>【初案：P73】 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始となったため、第2期計画にはその旨を具体的に記載すべきではないか。</p>	<p>【最終案：P74、133】 第2期計画には、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化による今後の保育ニーズへの影響を引き続き注視することを記載していますが、子ども・子育て支援法の一部改正の内容をふまえ、より具体的に記載することとします。</p>	有り
①-2	<p>【初案：P83】 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について、今後の施策として重要と考えるので、より詳細に記載すべき。</p>	<p>【最終案：P84、85】 幼児教育・保育等の質の確保及び向上に関する取り組みは具体的な施策に記載をしていますが、この間取り組んできた内容等を含め、より具体的に記載することとします。</p>	有り

② 具体的施策について（22件）

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
②-1	<p>【初案：P81】 事業計画の中で実際その子どもの心に寄り添う事業があまり見当たらない。子どものこころの声を聴けるような電話相談事業の充実をしてほしい。</p>	<p>【最終案：P82】 本計画の基本目標1「子どもの健やかな成長・発達への支援の充実」の中の具体的施策として、「子どものための相談・支援体制の充実」を掲げています。 現在本市では、こども家庭相談や地域子育て支援基幹センターなどにおいて電話相談を実施し、また、国においては、令和元年12月3日より児童相談所虐待対応ダイヤルが無料化となるなど引き続き電話相談の充実に努めます。</p>	無し
②-2	<p>【初案：P83】 教員、保育士等の資質向上のための研修等の実施は、大切であり、大いに実施していってほしいと思いますが、研修に参加するため現場に穴を開けることになると出席できないのが現状であるため、研修に参加しても現場に入ってくれる教員や保育士等の保障が必要である。</p>	<p>【最終案：P84】 教員・保育士等の資質向上を目指すため、教育・保育に関する研修等の実施や職場環境の向上に努めることができるよういただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	無し
②-3	<p>【初案：P83】 質の確保を現場任せにしないでより深く考えた保育の研修、相互研修の場を確保してほしい。</p>	<p>【最終案：P84】 これまででも保育の質の確保・向上のために研修を実施してきましたが、今後もさらによりよい保育ができるよう研修の質の確保に努めます。</p>	無し

②-4	<p>【初案:P83】 住民ニーズに応えると同時に“子どもたちに最善の利益を”の観点から効率的な運用ではなく、保育の質・内容の充実のために、安心して働ける環境づくり、人的保障こそが大切である。</p>	<p>【最終案:P84】 教員・保育士等の資質向上を目指すため、教育・保育に関する研修等の実施や職場環境の向上に努めます。</p>	無し
②-5	<p>【初案:P85、86、89、90、91、199】 すこやかなかからだとこころを育てるには、食物が大事だと思います。栄養バランスだけでなく、できるかぎり無農薬のものや大切に育てられたもの、遺伝子組み換えでないもの、ゲノム編集されていないもの、食品添加物を避けたものを給食にも利用してほしいです。また、子どもの自然治癒力を高めるような生活を送るように、おばあちゃんの知恵袋的な家庭ができるお手当て、薬に頼る前にできることを妊娠した方や小さい子のお母さんに伝えてほしい。</p>	<p>【最終案:P86、87、90、91、92、200】 子どもの豊かな人間性をはぐくみながら、健康の増進を図るために、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める教育とともに、調理などの生活体験や農業体験などを通じた食に関する多様な学習機会を提供します。 また、窓口や広報誌、パンフレット、インターネット、SNSなどを活用して各種子育て支援サービスに関する情報を総合的に提供します。</p>	無し
②-6	<p>【初案:P93】 近鉄小倉駅のバリアフリーを早く解決してほしい。 (ベビーカーで行く時、誰も補助なし。踏切まで遠回りして歩かないといけない。)</p>	<p>【最終案:P94】 近鉄小倉駅地下通路のバリアフリー化については、これまでから所有者である近鉄に改善を要望してきました。 しかし、近鉄小倉駅は、駅構内のバリアフリー化が完了していることや改札外にも段差はなく、近接の北側踏切により東西の移動経路が確保されていることから、現在のバリアフリー法の枠組みでの対応は難しい状況です。 このため、駅前広場の未整備や駅周辺の活性化をはじめとしたまちづくりの方向性など、総合的に改善方策を検討する必要があると考えており、近鉄小倉駅周辺地区を「駅の利便性向上等を検討する地区」とし、「近鉄小倉駅周辺地区まちづくり検討委員会」を設置したところであり、地下通路のバリアフリー化をはじめとした近鉄小倉駅周辺地区の様々な課題に対し、今後検討を行っていきたいと考えています。</p>	無し

②-7	<p>【初案:P93】 駅のバリアフリー化を進めてほしい。</p>	<p>【最終案:P94】 交通環境の改善に向けて、道路の歩道設置や、道路、通路などの拡幅や段差の解消などの「交通バリアフリー」の推進を計画的に進めます。また、妊産婦や乳幼児を連れた人への理解や配慮を深める「心のバリアフリー」の推進を図ります。</p>	無し
②-8	<p>【初案:P96】 赤ちゃん広場で駐車場を利用できる所を増やしてほしい。</p>	<p>【最終案:P97】 子どもとその保護者が安心して、気軽に楽しく遊んだりすることができるよう、幼稚園や保育所、認定こども園をはじめ、公共施設や民間施設などの既存施設を有効活用し、身近でかつ、雨の日にも遊ぶことができるような場の確保に努めます。 なお、駐車場については、実施場所により利用状況が異なるため、すべてのひろば等での対応は困難ですが、より多くの場所で利用しやすい環境となるよう調整に努めます。</p>	無し
②-9	<p>【初案:P96】 未就園児が雨の日など走ったりできる室内の大きい体育館など利用できるようにしてほしい。(赤ちゃん広場では、小さい子も多いので、3歳児は走って迷惑をかけてしまう。)</p>	<p>【最終案:P97】 子どもがのびのび遊べる場の確保とともに、子どもが安全に遊ぶことができ、親も安心して子どもを遊ばせることができる場の充実を進めるため、地域の集会所や公園などの積極的な活用を今後も進める一方、関係団体や関連する機関、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりに努めます。</p>	無し
②-10	<p>【初案:P96】 子ども、大人問わず、ボール遊びを含めた運動する場所が長年ない。学校のグラウンド、大型公園を無償で開放してほしい。</p>	<p>【最終案:P97】 子どもがのびのび遊べる場の確保とともに、子どもが安全に遊ぶことができ、親も安心して子どもを遊ばせができる場の充実を進めるため、地域の集会所や公園などの積極的な活用を今後も進める一方、関係団体や関連する機関、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりに努めます。</p>	無し

②-11	<p>【初案:P98】 市内の集会所、寺院を開放して子どもが親、知り合い以外の他人と交流を持てる場を提供してはどうか。</p>	<p>【最終案:P99】 身近な地域の交流の場となるよう、公共施設等を有効活用し、子どもたちの遊び場や、地域交流の場などの確保に努めます。</p>	無し
②-12	<p>【初案:P106】 休日保育事業については、計画書のニーズ調査の結果と分析の中に記載がない。また、量の見込みと確保方策にもないが、どういう方向性を持っているのか、具体的に示してほしい。</p>	<p>【最終案:P107】 保護者の就労形態の多様化による日曜・祝日の保育ニーズに対応するため、休日保育の実施について検討する旨を計画書に記載しています。</p>	無し
②-13	<p>【初案:P106】 就学前児童の一時預かりについて、食物アレルギーのある子どもを受け入れてくれる施設がほとんどないです。施設側に負担がかかるのは申し訳ないとは思いますが、柔軟に対応してもらえると、利用しやすくなるのではないか。</p>	<p>【最終案:P107】 食物アレルギーについて、幼稚園・保育所（園）・認定こども園では、在園児に対して様々な対応を行っていますが、一方で、一時預かり事業を利用される児童については、不定期の利用となることから在園児と同様の対応を行うことが難しい状況です。対応可能な範囲で受け入れは行っていますが、安心・安全な保育の提供を行う上で課題があると判断される場合は、ご利用をお断りせざるを得ない場合があります。</p>	無し
②-14	<p>【初案:P106、107】 保育職員の配置については、国の保育最低基準は不十分のため、各施設で$+ \alpha$の人員配置をしている。このことは、保育士待遇の低さに直結する問題であり、保育士不足の重大な要因のひとつになっている。機会をとらえて、国の最低基準を超えた人員配置をしている民間保育園に対し、国へ改善を働きかけ、宇治市独自の補助を実施してほしい。</p>	<p>【最終案:P107、108】 本市においては、保育の質を確保し、子どもの健全な発達につなげることを目的に、市独自の運営補助金を交付し、民間施設運営の支援に努めています。本来民間保育所等の運営に要する費用は公定価格で支弁されるべきと考えていますので、引き続き国に対して公定価格の拡充を求めていきたいと考えています。</p>	無し

②-15	<p>【初案:P107】 育成学級を祝日も開設してほしい。また、おやつについては栄養のある食品やくだもの類などを加えてほしい。</p>	<p>【最終案:P108】 育成学級の祝日開設は指導員の体制整備や協力金の見直しなど多くの課題があり実施は困難であると考えています。 また、おやつについては、衛生面での課題がありくだもの類などの配布は行っていません。</p>	無し
②-16	<p>【初案:P107、212】 民間活力の活用とは、具体的に何を示すのか。</p>	<p>【最終案:P108、214】 「効率的な保育施設運営の推進」にあたっては、民間活力の活用について今後研究・検討し、効率的な施設運営を進めます。</p>	無し
②-17	<p>【初案:P108】 仕事と家庭の両立の困難性を解決するため、保育所の増設や保育士の確保だけでなく、IT通信を使った在宅業務の推奨を提案する。メールやウェブ会議を駆使すれば、自宅に居ながらにして仕事ができ、仕事と家庭の両立も比較的容易となる。これを宇治市内で推奨し、場合によっては企業に助成金を支給することを提案する。</p>	<p>【最終案:P109】 ワーク・ライフ・バランスの実現への取り組みについては、本計画の「基本目標4 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進」の中で記載をしています。国や京都府では働きやすい職場づくりの一環として、テレワーク勤務に必要な機器の導入費用等に対する助成金等により積極的に支援しています。また、本市では市内企業訪問において国や京都府の助成金制度を積極的に案内するなどの取り組みを行っています。今後も子どもを出産後も働き続けたいと考えている人などが継続して働くことができるよう、妊娠、出産、子育て中の就業者への配慮やライフスタイルに応じた多様な働き方の確保について、企業等への啓発に努めます。</p>	無し
②-18	<p>【初案:P108】 雇用側に、子育てと両立するために急な休暇を取りやすく、無理な責任を与えない担当への配属、職種の展開など、長期雇用を可能にするための社員教育の啓蒙などを行うべき。</p>	<p>【最終案:P109、110】 出産後も働き続けたいと考えている人などが継続して働くことができるよう、妊娠、出産、子育て中の就業者への配慮やライフスタイルに応じた多様な働き方の確保について、企業等への啓発に努めます。</p>	無し

②-19	<p>【初案:P108】 赤ちゃん広場などに、仕事の紹介や案内があればわざわざハローワークに行かなくても仕事探しができるので助かる。</p>	<p>【最終案:P109】 ハローワーク等に託児所を設けるなど、保護者が就業活動を行いややすい環境整備についても要望を行うなど、いただいたご意見も参考にさせていただきます。</p>	無し
②-20	<p>【初案:P206】 地域子育て支援事業、利用者支援事業、子ども食堂、学習支援事業等の市民向けの広報に地域密着型の中堅スーパー やコンビニエンスストアを利用。ポスター掲示やチラシ配布により、限定されがちなSNSだけでなく、本来の口コミの広がりが期待できるのでは。電子母子手帳はどうか。</p>	<p>【最終案:P207】 子育ての孤立化や育児不安の軽減等を図るため、さまざまな媒体を活用したわかりやすい情報発信の推進に努めますが、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	無し
②-21	<p>【初案:-】 外国人への対応について計画に記載をしないのか。</p>	<p>【最終案:P84、105】 外国につながる幼児への支援・配慮についてはいただいた意見を参考にさせていただきます。</p>	有り
②-22	<p>【初案:-】 外国人について、例えば支援が特に必要と思われる保護者には、社会規範などを教える。または、日本語の理解のない保護者に、有資格者（あるいはそれと同様の者）による日本語指導、日本での生活アドバイスを行うなど。</p>	<p>【最終案:P84、105】 外国につながる幼児への支援・配慮についてはいただいた意見を参考にさせていただきます。</p>	有り

③ 「量の見込み」と「確保方策」について（6件）

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
③-1	【初案:P114】 「量」があるのに「質」についての項目がない。	【最終案:P115】 本計画では子ども・子育て関連3法に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、「量の見込み」と「確保方策」について示すとともに、教員・保育士等の資質向上など具体的な施策において質を高める取り組みを行っています。	無し
③-2	【初案:P117、118、119】 児童福祉法第24条1項にある自治体（宇治市）の保育実施責任を完全履行するため、直ちに全ての子どもたちが、豊かな乳幼児期を過ごせるように、質を担保した「待機児童をゼロ」にしてほしい。	【最終案:P118、119、120】 1号・2号・3号認定にかかる教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について、第2期計画の期間では、市全域では計画期間中の「量の見込み」について対応可能な「確保方策」となっていますが、保育ニーズの地域偏在や年齢偏在に対応するために、受入可能な施設の積極的な周知を図ります。また、児童と乳児の定員の調整を図ることの検討や幼稚園の預かり保育の利用状況をふまながら、定員等のあり方について検討するなど、今後も待機児童対策を本計画に基づき進めています。	無し
③-3	【初案:P117、118、119】 保護者にとって、子どもを希望する時期に希望する保育施設に、預け、働き続けられるため、各園の定員を余裕ある設定に宇治市の責任で保障し、加えて宇治市立保育所または、認可保育園を増設してほしい。	【最終案:P118、119、120】 待機児童のほとんどが3歳未満の乳児であることから、満3歳未満の保育についてはこれまでから取り組んできた小規模保育事業などの地域型保育事業の活用や保育所等における乳児と児童の定員の調整などを実施するとともに、働き方によっては幼稚園や預かり保育の利用が可能なケースもあることから、保護者の意向を丁寧にお聞きし、きめ細やかな支援を行うことで対応します。	無し
③-4	【初案:P117、118、119】 低年齢児保育の充実については、子どもにとって乳児期はとても大切な時期である。家庭的保育等ではなく、人的環境、施設の充実した認可園を確保していくべきだ。	【最終案:P118、119、120】 待機児童のほとんどが3歳未満の乳児であることから、満3歳未満の保育についてはこれまでから取り組んできた小規模保育事業などの地域型保育事業の活用や保育所等における乳児と児童の定員の調整などを実施するとともに、働き方によっては幼稚園や預かり保育の利用が可能なケースもあることから、保護者の意向を丁寧にお聞きし、きめ細やかな支援を行うことで対応します。	無し

③-5	<p>【初案:P122】 保育所等一時預かり事業の充実で事業の拡大に努めるとあるが量の見込みと確保方策では、既存の施設での対応により確保に努めるとある。これ以上実施施設を増やすのか。</p>	<p>【最終案:P123】 現在、市内の15の保育所・認定こども園で一時預かりを実施しており、受け入れ枠として31,000人日あります。次期計画期間の「量の見込み」を上回っていることから、既存施設での対応により確保に努める中で、より柔軟に対応するため既存施設での事業の拡大を検討します。</p>	無し
③-6	<p>【初案:P128】 利用者支援事業が令和4年度、6年度と拠点を増やす予定があるが、具体的には何をするのか。</p>	<p>【最終案:P129】 引き続き、子どもや保護者に対し、適切な子育て支援情報の提供や相談、助言などを各地域子育て支援拠点等において実施していくとともに、利用者支援事業としての実施については、子育て支援拠点の機能の充実等をふまえて検討します。</p>	無し

④ 子どもの貧困対策推進計画について（7件）

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
④-1	<p>【初案:P133、134】 現状の子どもの貧困対策に特化するだけでなく、全体的に教育・道徳レベルを上げることで、貧困要保護世帯、その予備軍を支援、また、将来そのような状況に陥っても適正な対処ができる育成ができるか。</p>	<p>【最終案:P134、135】 子どもの貧困対策を総合的に推進することで、経済的に困難な状況はもとよりさまざまな困難な状況にある子どもたちが、誰ひとり取り残されることのないよう、また、すべての子どもたち一人ひとりが前向きに成長できるよう、適切な支援を行います。</p>	無し

④-2	<p>【 初案 : P133、134 】 子どもの貧困対策については、公立保育所の担うところが大きいのではないか。</p>	<p>【 最終案 : P134、135 】 子どもの貧困はそもそも把握することが難しく、さまざまな支援の手立てがあってもつなげることが困難な面があります。公立保育所に限らず、市において福祉や教育等の分野における関係部署が連携し、子どもの状況の把握に努め、個別の支援につなげていくとともに、国や府、関係機関等との役割分担を明確にし、責任をもって子どもの貧困対策に取り組んでいきます。</p>	無し
④-3	<p>【 初案 : P197 】 学習支援について、例えば、低学力の子どもに焦点を当て、貧困スパイラルを根絶するため、学校において読み書き、基本的な四則の基本を徹底、中高生の進路支援として学習サポートすることや学校教員の負担軽減のため、学習補助員としてシルバー人材、大学生、有償・無償ボランティアを活用するなど。</p>	<p>【 最終案 : P198 】 生活保護・生活困窮世帯等に対する学習支援事業を推進し、学習環境が整わないなどの問題を抱える子どもへの学習支援を行います。いただいたご意見も参考にしつつ、その方法について検討します。</p>	無し
④-4	<p>【 初案 : P203 】 貧困に該当する家庭のための家財道具バンクや衣服バンク、文房具と本のバンクなどをつくるのはどうか。 業者の余剰在庫や市民から未使用・不用品などを無料で譲り受け、対象家庭に貸出し、そのバンク内で必要がなくなれば、市民向けのバザーや業者へ率先して販売し、売上は、この事業または他の貧困対策の収入とすることやその他、パソコンなど特に必要な場合は、「支援のための譲ります」サイトを開設し、募集してはどうか。</p>	<p>【 最終案 : P204 】 民間事業所や子育てサークル、民生児童委員協議会などが実施している事業や活動などの情報を、積極的に広報していくよう努めます。</p>	無し

④-5	<p>【初案:P203、204、205】</p> <p>ひとり親、無収入、低所得世帯のサポートについて、例えば、保健師等によるカウンセリングの実施や支援員等によるコンサルティングにより、心のケア、職業訓練、就職斡旋、経営コンサルティング、働き方のプランニングのアドバイスの実施をしてはどうか。</p>	<p>【最終案:P204、205、206】</p> <p>生活保護・生活困窮者世帯、ひとり親に対する経済的負担の軽減や就労対策を行うことで、生活基盤を支え、自立に向けた支援を行います。ひとり親家庭に対して、相談体制の充実、就労・経済的支援などさまざまな支援を行います。</p>	なし
④-6	<p>【初案:P207】</p> <p>スクールカウンセラー、保健師を増員し、保育園、幼稚園、学校で生活の乱れを防止し、現状の学校職員だけでは、不十分なカウンセリングやコンサルテーションの実施をしてはどうか。</p>	<p>【最終案:P208】</p> <p>S S W (スクールソーシャルワーカー) 等が中心となり、学校が地域に開かれたプラットホームとなるよう地域・関係機関との多様な連携強化に努め、子どもへの支援を充実します。</p>	なし
④-7	<p>【初案:P207】</p> <p>子ども食堂をもう少し増やしてほしい。また、子ども食堂をアレルギー対応など食育のアドバイスの場としてや、学習支援事業と併設し、空き家、空き店舗を活用するなど窓口を広げた支援を行ってはどうか。</p>	<p>【最終案:P208】</p> <p>子ども食堂については、各事業者が主体的に実施しており、市として必要に応じて情報提供に努めているところですが、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	なし

⑤その他（いずれにも該当しないもの）（5件）

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
⑤-1	<p>【初案：－】 乳幼児全員の保育料完全無償化を早急に実施してほしい。</p>	<p>【最終案：－】 現在無償化の対象となっていない乳児にまで無償化の範囲を拡充すると、その費用の全額を本市が負担することとなるため、市独自施策としての実施には慎重な判断が必要であると考えています。今後国において無償化の対象範囲を拡充するような動きがあるのかどうか、その動向を注視していきたいと考えています。</p>	無し
⑤-2	<p>【初案：－】 「給食は、保育の一環」を実施するため、全ての月齢で、給食費の全額を公定価格に含め、保護者や施設の負担が生じないようにしてほしい。</p>	<p>【最終案：－】 幼児教育・保育の無償化により副食費を含む給食費については、国において保護者の負担と整理されたところであり、基本的には給食費は保護者にご負担いただくべきものと考えています。その一方で国において低所得階層の負担軽減のために副食費の徴収が免除されている他、本市では国の制度を超える取り組みとして、国の免除制度の対象とならない児童についても副食費の徴収を免除する制度を創設しております。なお、公定価格については国の動向を注視していきたいと考えています。</p>	無し
⑤-3	<p>【初案：－】 公的保育（特に公立保育所）は地域の宝であるため、絶対に無くすべきではない。今、保育所に入っている子どもたちそして保護者を不安な気持ちになることはやめてほしい。 宇治市で生まれた子ども育つ子どもは宇治市が愛情と思いやりをもってみんなで育てていくことが大事だと思う。子育てのためには予算をつけて保育・教育を充実させるべきだ。</p>	<p>【最終案：－】 多様な形態による施設運営の検討し、保護者ニーズにあった効率的な施設運営に努めます。 また、本計画に基づき、これから宇治市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして各種子育て施策に取り組みます。</p>	無し

⑤-4	<p>【初案：－】</p> <p>道徳について、例えば、子ども同士が助け合うことで、いざれの子どもも夢に近づくようにする。学校外で日本に馴染みのない人権（慣習）、様々な宗教、社会的規範（例：茶道の学習）等を学ぶなど</p>	<p>【最終案：－】</p> <p>自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳教育を進めて参ります。</p>	無し
⑤-5	<p>【初案：－】</p> <p>宇治市として、公立と民間の役割をどう考えているのか。公と民、分け隔てなく取り組みや施策を推進していくこうとしているのか示してほしい。</p>	<p>【最終案：－】</p> <p>子どもが夢と希望をもって成長していくことができるよう、本計画の実現のため、公立・民間かわらず、家庭・地域・事業所・行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して総合的に施策を推進していくことが重要と考えています。</p>	無し

○宇治市子ども・子育て支援事業計画（初案）の修正箇所 ※下線部が対象箇所

①市民の皆様からいただいたご意見によるもの（6箇所）

No.	修正前（初案）	修正後（最終案）
1	<p>【初案：P4、5】</p> <p>3 子ども・子育て支援新制度の概要 (略)</p> <p>(3) 新制度の主な内容 (略)</p>	<p>【最終案：P5】</p> <p>3 子ども・子育て支援新制度の概要 (略)</p> <p>(3) 新制度の主な内容 (略)</p> <p>・<u>子育てのための施設等利用給付の円滑な実施</u> <u>子ども・子育て支援法の改正により、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。</u></p>

2	<p>【初案：P83】</p> <p>基本目標1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実 (略)</p> <p>施策の方向性：(2) たくましく、心豊かに育つ環境づくり (略)</p> <p>① 就学前教育・保育の充実 (略)</p> <table border="1" data-bbox="208 473 1156 838"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 473 444 520">具体的な施策</th><th data-bbox="444 473 1156 520">内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 520 444 759"> 教育・保育内容の充実 【国指定事業】 </td><td data-bbox="444 520 1156 759"> <p>幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていくよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進します。</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="208 759 444 838" style="text-align: center;">(略)</td><td data-bbox="444 759 1156 838"></td></tr> </tbody> </table>	具体的な施策	内容	教育・保育内容の充実 【国指定事業】	<p>幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていくよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進します。</p>	(略)		<p>【最終案：P84】</p> <p>基本目標1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実 (略)</p> <p>施策の方向性：(2) たくましく、心豊かに育つ環境づくり (略)</p> <p>① 就学前教育・保育の充実 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1208 473 2162 1171"> <thead> <tr> <th data-bbox="1208 473 1444 520">具体的な施策</th><th data-bbox="1444 473 2162 520">内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1208 520 1444 838"> 教育・保育内容の充実 【国指定事業】 </td><td data-bbox="1444 520 2162 838"> <p>幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていくよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進するとともに、障害児や外国につながる幼児（※）等、特別な支援が必要な子どもへの支援・配慮に取り組みます。</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1208 838 1444 1013" style="text-align: center;">(略)</td><td data-bbox="1444 838 2162 1013"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1208 1013 1444 1092"> 適切な指導監督、評価等の実施 </td><td data-bbox="1444 1013 2162 1092"> <p>公立幼稚園における幼児教育について、指導主事による計画訪問等を通じて指導監督を行います。</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1208 1092 1444 1171"> 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進 </td><td data-bbox="1444 1092 2162 1171"> <p>幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動や接続を意識したカリキュラムの作成などに努めます。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>※外国につながる幼児・・・国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのこと。</p>	具体的な施策	内容	教育・保育内容の充実 【国指定事業】	<p>幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていくよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進するとともに、障害児や外国につながる幼児（※）等、特別な支援が必要な子どもへの支援・配慮に取り組みます。</p>	(略)		適切な指導監督、評価等の実施	<p>公立幼稚園における幼児教育について、指導主事による計画訪問等を通じて指導監督を行います。</p>	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進	<p>幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動や接続を意識したカリキュラムの作成などに努めます。</p>
具体的な施策	内容																	
教育・保育内容の充実 【国指定事業】	<p>幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていくよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進します。</p>																	
(略)																		
具体的な施策	内容																	
教育・保育内容の充実 【国指定事業】	<p>幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていくよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進するとともに、障害児や外国につながる幼児（※）等、特別な支援が必要な子どもへの支援・配慮に取り組みます。</p>																	
(略)																		
適切な指導監督、評価等の実施	<p>公立幼稚園における幼児教育について、指導主事による計画訪問等を通じて指導監督を行います。</p>																	
幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進	<p>幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動や接続を意識したカリキュラムの作成などに努めます。</p>																	

	<p>【初案:P83】</p> <p>基本目標1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実 (略)</p> <p>施策の方向性:(2) たくましく、心豊かに育つ環境づくり (略)</p> <p>② 学校教育の充実 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な施策</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>	具体的な施策	内容	(略)		<p>【最終案:P85】</p> <p>基本目標1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実 (略)</p> <p>施策の方向性:(2) たくましく、心豊かに育つ環境づくり (略)</p> <p>② 学校教育の充実 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な施策</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td><u>自己評価等を通じた運営改善</u></td><td><u>地域特性をいかした特色ある学校運営の推進のため、自己評価や学校関係者評価を実施します。</u></td></tr> <tr> <td><u>幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進 【再掲】</u></td><td><u>幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動や接続を意識したカリキュラムの作成などに努めます。</u></td></tr> </tbody> </table>	具体的な施策	内容	(略)		<u>自己評価等を通じた運営改善</u>	<u>地域特性をいかした特色ある学校運営の推進のため、自己評価や学校関係者評価を実施します。</u>	<u>幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進 【再掲】</u>	<u>幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動や接続を意識したカリキュラムの作成などに努めます。</u>
具体的な施策	内容													
(略)														
具体的な施策	内容													
(略)														
<u>自己評価等を通じた運営改善</u>	<u>地域特性をいかした特色ある学校運営の推進のため、自己評価や学校関係者評価を実施します。</u>													
<u>幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進 【再掲】</u>	<u>幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動や接続を意識したカリキュラムの作成などに努めます。</u>													
3														

	<p>【 初案 : P104 】 基本目標 3 地域で子育て支援ができる環境づくりの推進 (略) 施策の方向性 : (5) 親同士が交流できる機会づくり (略) ② 親子の交流の場づくりの促進 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な施策</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>仲間づくりの機会の充実と周知啓発</td><td>子育てサークル等に属していない家庭でも気軽に参加し、仲間づくりの場となる事業を企画、実施することで、子育て家庭の孤立化防止に努めます。また、より多くの家庭が気軽に参加できるよう事業の広報周知に努めます。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	具体的な施策	内容	(略)		仲間づくりの機会の充実と周知啓発	子育てサークル等に属していない家庭でも気軽に参加し、仲間づくりの場となる事業を企画、実施することで、子育て家庭の孤立化防止に努めます。また、より多くの家庭が気軽に参加できるよう事業の広報周知に努めます。	(略)		<p>【 最終案 : P105 】 基本目標 3 地域で子育て支援ができる環境づくりの推進 (略) 施策の方向性 : (5) 親同士が交流できる機会づくり (略) ② 親子の交流の場づくりの促進 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な施策</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>仲間づくりの機会の充実と周知啓発</td><td>子育てサークル等に属していない家庭でも気軽に参加し、仲間づくりの場となる事業を企画、実施することで、子育て家庭の孤立化防止に努めます。また、<u>外国出身の人々も含め</u>、より多くの家庭が気軽に参加できるよう事業の広報周知に努めます。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	具体的な施策	内容	(略)		仲間づくりの機会の充実と周知啓発	子育てサークル等に属していない家庭でも気軽に参加し、仲間づくりの場となる事業を企画、実施することで、子育て家庭の孤立化防止に努めます。また、 <u>外国出身の人々も含め</u> 、より多くの家庭が気軽に参加できるよう事業の広報周知に努めます。	(略)	
具体的な施策	内容																	
(略)																		
仲間づくりの機会の充実と周知啓発	子育てサークル等に属していない家庭でも気軽に参加し、仲間づくりの場となる事業を企画、実施することで、子育て家庭の孤立化防止に努めます。また、より多くの家庭が気軽に参加できるよう事業の広報周知に努めます。																	
(略)																		
具体的な施策	内容																	
(略)																		
仲間づくりの機会の充実と周知啓発	子育てサークル等に属していない家庭でも気軽に参加し、仲間づくりの場となる事業を企画、実施することで、子育て家庭の孤立化防止に努めます。また、 <u>外国出身の人々も含め</u> 、より多くの家庭が気軽に参加できるよう事業の広報周知に努めます。																	
(略)																		

	<p>【 初案 : P132 】</p> <p>5 地域子ども・子育て支援事業 (略)</p> <p>(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (略)</p>	<p>【 最終案 : P133 】</p> <p>5 地域子ども・子育て支援事業 (略)</p> <p>(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (略)</p> <p><u>6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施</u></p> <p><u>子ども・子育て支援法の改正により、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。</u></p> <p><u>給付にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ実施します。また、適正な給付を行うため、特定子ども・子育て支援施設等（※）の確認や公示、指導監査について、京都府と連携しながら、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供を行います。</u></p> <p><u>※特定子ども・子育て支援施設等</u></p> <p><u>市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（例：幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）、認可外保育事業、預かり保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、病児保育事業）</u></p>
5		

6	<p>【初案:P196】</p> <p>基本目標1 子どもの健やかな成長と将来を見据えた学習・生活支援</p> <p>施策の方向性：(1) 確かな学力と「生きる力」の育成に向けた支援 (略)</p> <p>① 就学前教育・保育の充実 (略)</p> <table border="1" data-bbox="208 473 1156 838"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 473 444 520">具体的施策</th><th data-bbox="444 473 1156 520">内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 520 444 759">教育・保育内容の充実</td><td data-bbox="444 520 1156 759"> 幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていくよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進します。 </td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="208 759 444 838">(略)</td></tr> </tbody> </table>	具体的施策	内容	教育・保育内容の充実	幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていくよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進します。	(略)		<p>【最終案:P197】</p> <p>基本目標1 子どもの健やかな成長と将来を見据えた学習・生活支援</p> <p>施策の方向性：(1) 確かな学力と「生きる力」の育成に向けた支援 (略)</p> <p>① 就学前教育・保育の充実 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1208 473 2162 901"> <thead> <tr> <th data-bbox="1208 473 1444 520">具体的施策</th><th data-bbox="1444 473 2162 520">内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1208 520 1444 822">教育・保育内容の充実</td><td data-bbox="1444 520 2162 822"> 幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていくよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進するとともに、障害児や外国につながる幼児等、特別な支援が必要な子どもへの支援・配慮に取り組みます。 </td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1208 822 1444 901">(略)</td></tr> </tbody> </table>	具体的施策	内容	教育・保育内容の充実	幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていくよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進するとともに、障害児や外国につながる幼児等、特別な支援が必要な子どもへの支援・配慮に取り組みます。	(略)	
具体的施策	内容													
教育・保育内容の充実	幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていくよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進します。													
(略)														
具体的施策	内容													
教育・保育内容の充実	幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていくよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進するとともに、障害児や外国につながる幼児等、特別な支援が必要な子どもへの支援・配慮に取り組みます。													
(略)														

上記以外にも誤字、脱字及び表現等軽微な点について修正を行いました。

②市民の皆様からいただいたご意見以外によるもの（9箇所）

No.	修正前（初案）	修正後（最終案）
1	<p>【 初案 : P28 】</p> <p>4 子育て支援事業の状況 (略)</p> <p>(3) 病児・病後児保育事業</p> <p>子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院などに付設された施設で一時的に子どもを預かる事業です。本市では、病児・病後児型は、現在3か所の医療施設で実施しており、体調不良児対応型は、市内の保育所・認定こども園で実施しています。</p> <p>(略)</p>	<p>【 最終案 : P29 】</p> <p>4 子育て支援事業の状況 (略)</p> <p>(3) 病児・病後児保育事業</p> <p>子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院などに付設された施設で一時的に子どもを預かる事業です。本市では、病児・病後児型は、市内_____の医療施設で実施しており、体調不良児対応型は、市内の保育所・認定こども園で実施しています。</p> <p>(略)</p>

【 初案 : P79 】

4 施策の体系

(略)

基本目標 2

安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援に向けた環境づくりの推進

(略)

(2) 子育ての相談や適切な情報提供
のための支援

- ① 子育て支援サービスや市民活動の広報の充実
- ② 身近な相談窓口の充実
- ③ 子育てを支援する職員等の養成

(略)

2

【 最終案 : P80 】

4 施策の体系

(略)

基本目標 2

安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援に向けた環境づくりの推進

(略)

(2) 子育ての相談や適切な情報提供
のための支援

- ① 子育て支援サービスや市民活動の広報の充実
- ② 身近な相談窓口の充実

(略)

	<p>【 初案 : P86 】 基本目標 1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実 (略) 施策の方向性 : (3) 健やかだからだとこころの育ちへの支援 (略) ③ 子育て期の親への支援 (略)</p>	<p>【 最終案 : P87 】 基本目標 1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実 (略) 施策の方向性 : (3) 健やかだからだとこころの育ちへの支援 (略) ③ 子育て期の親への支援 (略)</p>																
3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的施策</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康教室等の参加促進と内容の充実</td><td>子育て期の保護者に対する健康教室や健康診査の参加促進を図ります。また、教室等への参加を機に、他の保護者とコミュニケーションが図れるよう、内容等の充実を図ります。</td></tr> <tr> <td>生活習慣改善のための指導</td><td>子育て期の保護者の健康や生活リズム、運動習慣等の生活習慣について、乳幼児健診時等における指導や啓発に努めます。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	具体的施策	内容	健康教室等の参加促進と内容の充実	子育て期の保護者に対する健康教室や健康診査の参加促進を図ります。また、教室等への参加を機に、他の保護者とコミュニケーションが図れるよう、内容等の充実を図ります。	生活習慣改善のための指導	子育て期の保護者の健康や生活リズム、運動習慣等の生活習慣について、乳幼児健診時等における指導や啓発に努めます。	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的施策</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康教室等の参加促進と内容の充実</td><td>子育て期の親____に対する健康教室や健康診査の参加促進を図ります。また、教室等への参加を機に、他の保護者とコミュニケーションが図れるよう、内容等の充実を図ります。</td></tr> <tr> <td>生活習慣改善のための指導</td><td>子育て期の親____の健康や生活リズム、運動習慣等の生活習慣について、乳幼児健診時等における指導や啓発に努めます。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	具体的施策	内容	健康教室等の参加促進と内容の充実	子育て期の親____に対する健康教室や健康診査の参加促進を図ります。また、教室等への参加を機に、他の保護者とコミュニケーションが図れるよう、内容等の充実を図ります。	生活習慣改善のための指導	子育て期の親____の健康や生活リズム、運動習慣等の生活習慣について、乳幼児健診時等における指導や啓発に努めます。	(略)	
具体的施策	内容																	
健康教室等の参加促進と内容の充実	子育て期の保護者に対する健康教室や健康診査の参加促進を図ります。また、教室等への参加を機に、他の保護者とコミュニケーションが図れるよう、内容等の充実を図ります。																	
生活習慣改善のための指導	子育て期の保護者の健康や生活リズム、運動習慣等の生活習慣について、乳幼児健診時等における指導や啓発に努めます。																	
(略)																		
具体的施策	内容																	
健康教室等の参加促進と内容の充実	子育て期の親____に対する健康教室や健康診査の参加促進を図ります。また、教室等への参加を機に、他の保護者とコミュニケーションが図れるよう、内容等の充実を図ります。																	
生活習慣改善のための指導	子育て期の親____の健康や生活リズム、運動習慣等の生活習慣について、乳幼児健診時等における指導や啓発に努めます。																	
(略)																		

	<p>【初案：P91】 基本目標2 安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援に向けた環境づくりの推進 (略) 施策の方向性：(2) 子育ての相談や適切な情報提供のための支援 (略) ① 子育て支援サービスや市民活動の広報の充実 子育ての孤立化や育児不安の軽減を図るため、窓口や広報誌、パンフレット、インターネット、SNSなどを活用して各種子育て支援サービスに関する情報を総合的に提供するとともに、市民活動に関する情報収集と広報への支援などを行います。 (略)</p>	<p>【最終案：P92】 基本目標2 安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援に向けた環境づくりの推進 (略) 施策の方向性：(2) 子育ての相談や適切な情報提供のための支援 (略) ① 子育て支援サービスや市民活動の広報の充実 子育ての孤立化や育児不安の軽減等を図るため、窓口や広報誌、パンフレット、インターネット、SNSなどを活用して各種子育て支援サービスに関する情報を総合的に提供するとともに、市民活動に関する情報収集と広報への支援などを行います。 (略)</p>
--	--	--

	<p>【 初案 : P123 】</p> <p>5 地域子ども・子育て支援事業 (略)</p> <p>(4) 病児・病後児保育事業 (略)</p> <p>【 今後の方向性 】</p> <p>現在、市内 3 か所の医療施設と 10 か所の認定こども園で実施していますが、計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているため、既存施設の対応件数の今後の見込みや実施施設の拡充の可能性などについて検討しながら、確保に努めます。</p>	<p>【 最終案 : P124 】</p> <p>5 地域子ども・子育て支援事業 (略)</p> <p>(4) 病児・病後児保育事業 (略)</p> <p>【 今後の方向性 】</p> <hr/> <p>_____計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているため、既存施設の対応件数の今後の見込みや実施施設の拡充の可能性などについて検討しながら、実施施設の確保に努めます。</p>
5		

	<p>【 初案 : P127 】</p> <p>5 地域子ども・子育て支援事業 (略) (8) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳児のみ）</p> <p>【 事業概要 】</p> <p>就学前の子どもとその保護者が気軽に集い、相互に交流を図ることができる場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言などの支援を行う事業です。</p> <p>本市では、市民活動団体独自の運営等との連携を図りつつ、市と市民活動団体との協働事業・共同事業・委託事業・指定管理者によるものなど、さまざまな運営形態の親子ひろば事業等を実施しています。</p> <p>(略)</p>	<p>【 最終案 : P128 】</p> <p>5 地域子ども・子育て支援事業 (略) (8) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳児のみ）</p> <p>【 事業概要 】</p> <p>就学前の子どもとその保護者が気軽に集い、相互に交流を図ることができる場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言などの支援を行う事業です。</p> <hr/> <hr/> <p>(略)</p>
6		

	<p>【初案：P195】</p> <p>4 宇治市子どもの貧困対策推進計画の体系</p> <p>【基本理念】</p> <p>全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず 夢と希望を持って成長していくまち 宇治</p> <p>(略)</p>	<p>【最終案：P196】</p> <p>4 宇治市子どもの貧困対策推進計画の体系</p> <p>【基本理念】</p> <p><u>すべて</u>の子どもたちが生まれ育った環境に左右されず 夢と希望を持って成長していくまち 宇治</p> <p>(略)</p>
7		

【 初案 : P202 】

基本目標 2 家庭の生活安定と自立に向けた保護者への子育て・就労・経済的支援

施策の方向性 : (1) 安心して子育てができる環境づくりの推進
(略)

① 妊娠期からの切れ目のない支援の推進
(略)

具体的施策	内容
子育て支援の知識をもった職員の養成	子育て支援に関する制度等について幅広い知識をもった職員を養成します。
(略)	

【 最終案 : P203 】

基本目標 2 家庭の生活安定と自立に向けた保護者への子育て・就労・経済的支援

施策の方向性 : (1) 安心して子育てができる環境づくりの推進
(略)

① 妊娠期からの切れ目のない支援の推進
(略)

具体的施策	内容
<u>子育て支援職員の養成や配置</u>	職員に子育て支援に関する広範な研修を実施し、子育て支援に関する施策について基本的な知識の習得や、市民サービスの向上等を図ります。また、保育所等就学前児童の預け先等に関する保護者のニーズに応じた適切な保育サービスへの結び付けを行います。
(略)	

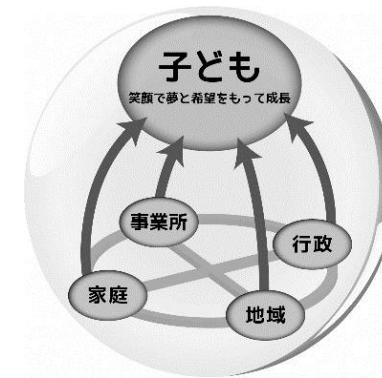
9

【初案：P211】
(4) 行政の役割

(略)

【最終案：P212】
(4) 行政の役割

(略)



※図1 計画の実現に向けた役割